

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年第3回弘前市国民健康保険運営協議会（組織会）
開 催 年 月 日	令和6年10月25日（金）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時00分から午後2時15分まで
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 島 浩之
出 席 者	被保険者代表：委員 小山内 公子 委員 柴田 雅子 委員 高橋 ゆみ子 委員 川浪 千賀子 保険医又は保険薬剤師代表： 委員 柿崎 良樹 委員 遠藤 寛 公 益 代 表：委員 島 浩之 委員 藪谷 育男 委員 阿保 鉄幸 被用者保険等保険者代表： 委員 三上 光徳 委員 本田 秀明
欠 席 者	保険医又は保険薬剤師代表： 委員 中村 吉秀 委員 磯木 雄之輔 公 益 代 表：委員 對馬 厚志 被用者保険等保険者代表： 委員 和田 弘
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	弘前市長 : 櫻田 宏 国保年金課長 : 相馬 延承 国保年金課長補佐：加藤 誠 主幹兼国保給付係長 : 小山内 愛 国保年金課 国保健康事業係長 : 工藤 翔 国保年金課 国保健康事業係総括主査 : 安部 千絵 国保年金課 国保保険料係長 : 成田 隆義

<p>会 議 の 議 題</p>	<p>【議事】</p> <p>(1) 運営協議会会長選出</p> <p>(2) 会長職務代行者の選出</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 国民健康保険制度の概要及び令和5年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について</p> <p>(2) 弘前市国民健康保険料について</p> <p>(3) 第3期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)について</p>
<p>会 議 資 料</p>	<p>・次第</p> <p>・【報告事項(1)】国民健康保険制度の概要及び令和5年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について</p> <p>・【報告事項(2)】弘前市国民健康保険料について</p> <p>・【報告事項(3)】第3期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)について</p>
<p>会 議 内 容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p> <p>司会 (国保年金課長補佐)</p> <p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 市長挨拶</p> <p>4 議 事</p> <p>5 報告事項</p> <p>6 そ の 他</p> <p>7 閉 会</p> <hr/> <p>4 議 事</p> <p>続きますして、次第4の議事(1)・(2) 運営協議会会長及び会長職務代行者の選出に移ります。</p> <p>弘前市国民健康保険運営協議会規則第4条で、会議の議長は運営協議会会長が務めることとされておりますが、会長が選出されるまで事務局の国保年金課長が臨時議長として議事を進行したいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>皆様からの承認を得られましたので、事務局案のとおり国保年金課長を臨時議長とし、議事を進行していきたいと思っております。</p>

<p>臨時議長 (国保年金課長)</p>	<p>国保年金課長の相馬です。会長の選出まで臨時議長を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の出席委員は11名で、弘前市国民健康保険運営協議会規則に規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長の選出から行います。国民健康保険法施行令第5条で、会長及び会長職務代行者は、公益を代表する委員から選出することとされております。</p> <p>公益を代表する委員4名の方のうち、会長について自薦・他薦の他、ご意見のある委員の方はいらっしゃいますか。</p>
<p>委員</p>	<p>前回に引き続き、社会福祉協議会の島委員が会長に適任だと思います。</p>
<p>臨時議長 (国保年金課長)</p>	<p>ただいま、島委員を推薦する意見がございましたが、その他にご意見等はございませんか。</p> <p><意見なし></p>
<p>臨時議長 (国保年金課長)</p>	<p>ご意見がなければ、「島 浩之」委員を会長に選出することにご異議ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
<p>臨時議長 (国保年金課長)</p>	<p>ご異議なしと認め、島委員が会長に選出されました。</p> <p>それでは、新会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>島会長、よろしくお願い致します。</p>
<p>会長 (島委員)</p>	<p>会長に就任しました島浩之でございます。皆様のご期待に沿えるよう、努力してまいりたいと思ひます。</p> <p>この運営協議会は、国民健康保険法に基づき、国保事業の基本をなすべき事項や保険財政の重要事項を審議するために設置されております。</p> <p>国保制度が将来にわたって持続可能な制度となるよう委員の皆様と知恵を出し合いながら協議し、より良い国保の運営に向けて審議してまいりたいと思ひますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>

<p>臨時議長 (国保年金課長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、ここから島会長に議長を努めていただきますので、議長席に移動をお願いします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。 次に、会長職務代行者の選出となりますが、会長職務代行者は事務局の説明にあったとおり、公益を代表する委員の中から選出します。 会長職務代行者について、自薦・他薦の他、ご意見のある委員の方はいらっしゃいますか。</p>
<p>委員</p>	<p>島会長の指名でよいのではないのでしょうか。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>ただいま、会長の指名という意見がございましたが、他に意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">＜意見なし＞</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>ご意見がないようですので、私から指名することに決定いたします。私から阿保委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>ご異議なしと認め、阿保委員に会長職務代行者をお願いすることに決定いたしました。 阿保委員から一言ご挨拶をお願いします。</p>
<p>会長職務代行 (阿保委員)</p>	<p>ご推薦いただきありがとうございます。引き続き、会長と共に運営協議会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>阿保委員ありがとうございました。以上で次第の議事は終了となります。 最後に、本日の会議録署名委員の指名を行います。初めに会議録署名の概要について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (国保健康事業係長)</p>	<p>国保運営協議会の会議録を事務局で作成した後、会長が指名する2名の委員に内容を確認していただきます。その内容確認の証明として署名をもらい保存しています。</p>

<p>事務局 (国保健康事業係長)</p>	<p>会議録の署名は、法律・条例等に定めはありませんが、全国の国保運営協議会で行われており、青森県からも会議録署名を実施するよう指導されています。</p> <p>会議録が完成したら、本日、会長から指名していただく2名の委員に送付して内容をご確認いただき、会議で話したことと異なる部分がある場合はご連絡をお願いします。</p> <p>その後、会議録を会長に確認・決裁してもらい、会議資料とともに市ホームページで公開します。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>本日の会議録署名委員は、小山内公子委員と柴田雅子委員に署名をお願いします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>
<p>5 報告事項</p>	
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>委員の皆様、誠にありがとうございました。</p> <p>次に、次第の「5 報告事項」について、3項目を順次ご説明申し上げた上で、ご質疑等をお伺いすることとさせていただきますと思います。</p>
<p>事務局 (国保健康事業係長)</p>	<p><資料1により、【報告事項(1)】国民健康保険制度の概要及び令和5年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について を説明></p>
<p>事務局 (国保保険料係長)</p>	<p><資料2により、【報告事項(2)】弘前市国民健康保険料について を説明></p>
<p>事務局 (国保健康事業係長)</p>	<p><資料3により、【報告事項(3)】第3期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)について を説明></p>
<p>事務局 (国保年金課長補佐)</p>	<p>ただいまご説明させていただいた報告事項3件について、ご質疑等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>次の3点について教えてください</p> <p>①資料1の2ページですが、これまで弘前市の国民健康保険には相当な累積赤字があったようですが、どのように解消されたのでしょうか。</p>

委員

②資料1の4ページに、今後の収支見込として、近い年度で単年度収支が赤字になる見込みとありますが、具体的な見通しはわかっているのでしょうか。

③資料3のデータヘルス計画に記載されている「短期目標」と「中長期目標」は、それぞれいつからいつまでの目標のことになるのでしょうか。

事務局
(国保年金課長)

私から1点目と2点目についてお答えします。

まず1点目ですが、市の予算は年度で区切られていますが、実際には5月末まで保険料などの収入があります。5月末時点で赤字だった場合は、翌年度の予算からその赤字額を補填して財政運営を行っており、過去には最大で約17億円もの累積赤字を抱えていた時代があります。

そこから単年度収支を黒字にできた理由は、先ほど資料でも説明したとおり、国保の県単位化に伴い、国の財政支援が拡充されたことによるものです。将来の保険料率の都道府県統一を見越し、各市町村が赤字のままでは統一できないという課題を解消するために財政支援が拡充されたものになります。

青森県では令和12年度に保険料率の県統一を目指しておりますが、国の拡充された財政支援が将来にわたって続くかどうかはわからない状況です。

次に2点目の単年度収支が赤字になる見込みの近い年度がいつなのか、ということにお答えします。

まず、新型コロナがなければもっと早く赤字になる見込みもありました。新型コロナの受診控えの時期に医療費総額が少なかったため、青森県に納める事業費納付金が低く算定され、黒字の要因となっています。

新型コロナが5類に移行してからは医療費も増えており、県に納める事業費納付金も令和5年度と令和6年度を比較すると約4億円も増加しています。しかも人口減少により保険料収入も減少し続ける見込みです。

また、歳入の1つである特別調整交付金の保険者努力支援分も、獲得したポイントに応じて交付金をもらえる仕組みとなっていますが、国・県の予算額（上限額）は決まっており、他の保険者が多くポイントを獲得すると当市の交付金額が下がるため金額の見込みが立てづらく、ポイントを獲得できる評価基準（取組内容）も毎年見直しされています。

したがって、単年度収支が赤字になる時期を正確に予想することは難しいですが、先ほどお話ししたとおり、歳入・歳出と

<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>もに厳しい状況が続いていくことは予想されます。 また、単年度収支が赤字になっても、黒字にもどせる要因が少ないため、赤字になった場合は国保財政調整基金を取り崩して補填していかなければならないと考えています。</p>
<p>事務局 (国保健康事業係長)</p>	<p>3点目のデータヘルス計画について私から回答します。 資料3の9ページをご覧ください。中長期目標は最終評価と中間評価の2点の目標を設定し、評価を行う目標になります。 一方で、短期目標は毎年評価を行う目標で、毎年の目標値の積み上げで最終評価(計画の目標値)を設定しています。 この資料では、短期目標の1年ごとの目標値の記載がなく、わかりにくい部分がありました。申し訳ありません。</p>
<p>委員</p>	<p>今の説明で状況・内容がよくわかりました。もう1点お聞きしたいのですが、国保特定健診の受診率が向上している理由として、受診勧奨の外部委託の効果が表れていると説明がありました。この外部委託とはどのように行われているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (国保健康事業係長)</p>	<p>外部委託は令和4年度から行っており、令和4年度、令和5年度に公募型プロポーザルを実施し、企画内容等を審査員が採点して委託業者を決定しています。 具体的な勧奨方法ですが、ナッジ理論を活用し対象者の特性に応じたはがきの送付を行っており、例えば、健診を受けることで発見できる病気や検査にかかる時間、無料となる健診費用などを記載し、受診行動を促しています。 その他に、SMSの個別発信、特設ページの作成、「通院中の方も特定健診の対象者である」旨を表現したチラシの医療機関への配布及び市民への周知、特定健診の受け方をわかりやすく表現したチラシを公共施設に設置する取組などを行っています。 この取組の結果、令和5年度の当市の受診率は過去最高値となる見込みで、青森県平均と同程度まで上がる見込みとなっています。</p>
<p>委員</p>	<p>国保財政調整基金について、現在は約36億円の保有額があるという説明でしたが、この基金の保有額について、どのくらいの水準を確保しておくべきか法律などで定めがあるのでしょうか。また、保有額の適正水準について内部で検討などは行っているのでしょうか。</p>

<p>事務局 (国保健康事業係長)</p>	<p>基金の保有額に関する法令の定めはありませんので、金額の水準も決まっています。</p> <p>基金が増えてくると、保険料率を下げられるのではないかという議論がでてきますが、令和12年度に青森県の保険料率を統一する方向で議論を行っており、現時点では、保険料率の水準が見えてきた段階で、統一前に保険料を下げられるかどうかを検討していくこととしています。</p> <p>次に、どのくらいの基金保有額があれば十分かという点についてですが、国保の場合、基金保有額を比較する際、被保険者数が各市町村で異なる（人口規模が異なる）ため、被保険者1人あたりの基金保有額で比較を行っています。</p> <p>被保険者1人あたりの基金保有額を県内10市で比較すると、令和4年度末で県内8位の保有額(少ない方から3番目)、令和5年度末では少し順位が上がりました。</p> <p>このことから、弘前市の基金保有額は多いですが、被保険者も多いため、被保険者1人あたりの金額で比較すると、不必要なほど基金が積みあがっているとは考えていません。</p>
<p>委員</p>	<p>県内市町村で、国民健康保険「料」と国民健康保険「税」と2種類あるのはなぜでしょうか。また、違いはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>昭和の時代に、国民健康保険がスタートした際、被保険者に保険「料」を納付する意識が弱く、「税」なら納める意識が働くということで、歳入を確保するために地方税法で「税」として徴収してよいこととなり、各市町村で保険料・保険税を選択しています。</p> <p>しかし、その後、介護保険や後期高齢者医療制度がはじまってからは、それぞれ保険料として納めていただけており、保険税にはできない規定ですので、国保も本来は保険料が適正ではないかと思っています。</p> <p>ただし、保険料率の都道府県統一に向けて、他県では県内市町村を「料」か「税」のいずれかに統一するという動きもあります。青森県内では弘前市のみ保険料なので、今後統一に向けて議論を進めていく必要があると考えています。</p>
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>ご質疑がないようなので、以上で報告事項を終わります。</p>

<p>司会 (国保年金課長補佐)</p> <p>事務局 (国保健康事業係長)</p> <p>司会 (国保年金課長補佐)</p> <p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>6 その他</p> <p>次に、次第の6 その他として、事務局から今後の運営協議会についてご連絡があります。</p> <p>今後、条例改正を予定している案件が2つあります。</p> <p>1つ目は、国民健康保険料の後期高齢者支援金分に係る賦課限度額を改定すること</p> <p>2つ目は、特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に係る申請手続きの一部を改正すること です。</p> <p>今の予定では、2つとも令和7年2月に市長から諮問を行い、令和7年4月に本運営協議会を開催して審議・答申を行い、6月の市議会定例会で条例改正を予定しております。</p> <p>最後に、これまでご説明してきた案件や、それ以外のことでも構いませんが、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜質問等なし＞</p> <p>ご質問等がないようですので、本日の協議会はこれをもって閉会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会)</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・会議は公開。</p>